

# 岡山市立宇野小学校

## いじめ防止基本方針

### はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身のみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせることにつながりかねない。したがって、いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校長のリーダーシップのもと、学校が一丸となって組織的に取り組むことが必要である。また、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは卑怯な行為である。」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもちながら、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめの問題の克服を目指さなければならない。

### いじめとは

#### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【「いじめ防止対策推進法」第1章第2条（定義）より】

#### 2 いじめの基本認識

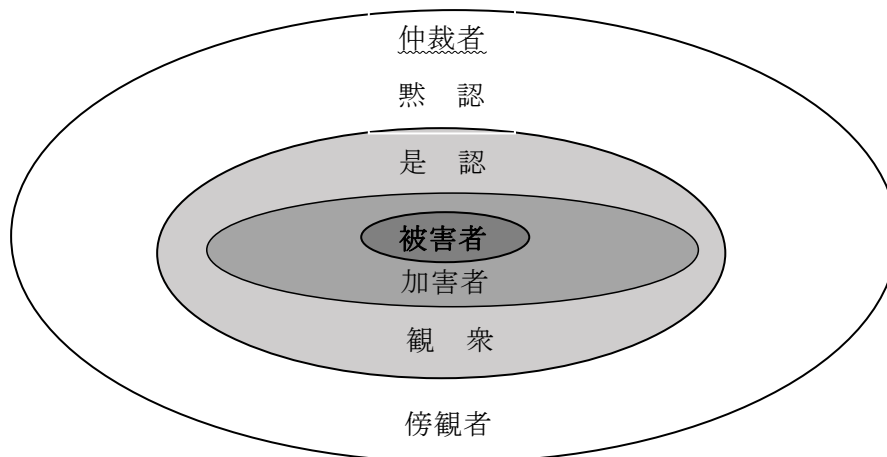
- (1) いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- (5) いじめはその行為の態様により暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (6) いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (7) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (8) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

#### 3 いじめの様態

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。 脅迫、名誉毀損、侮辱
- 仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 暴行
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。 暴行、傷害

- 金品をたかられる。 恐喝
- 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。 窃盗，器物破損
- いやなことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。強要，強制わいせつ
- パソコンや携帯電話で，誹謗中傷や嫌なことをされる。 名誉毀損，侮辱

## 4 いじめの四層構造



森田洋司・清水賢二「いじめ－教室の病い」金子書房

観衆層や傍観者層からの黙認や是認を一種のエネルギーとして，いじめは継続しエスカレートしていく。

## 5 いじめ成立の要因

- 加害者側要因＝いじめの衝動  
制裁感覚，心理的ストレス，ふざけ意識，被害回避的意識，ねたみ，嫉妬，異質的なものの排除意識，金銭的意図 等
- いじめの許容的空間  
思いやりや信頼感に乏しい教師  
思いやりや正義感の乏しい友人の多いクラス  
↓ 竹川郁雄「いじめと不登校の社会学」法律文化社
- いじめを許容しない空間を形成することができれば，その空間に身を置くことで，加害傾向の強い子どもも，人間関係の在り方を学んでいくことができる。
- 観衆と傍観者に対して，自分たちの行動の意味に気がつくように働きかけ，育てていくことが非常に重要になる。

## 本校の実態

本校児童は，明るく元気で，与えられた課題に対してはまじめに取り組むことができる。しかし，自尊感情が低い児童が少なからずおり，自信がもてず他人の意見に左右されがちな面が見られる。また，自分の行動を客観的に捉えることが弱く，想像力，コミュニケーション能力にも乏しいことから，人との関わりがうまくいかず，好ましい人間関係を築けない児童も見られる。

いじめアンケートや日常の児童観察から，固定化された好ましくない人間関係により，遊び半分で冷やかされたりからかわれたり，遊びの中で，特定の子が多くいやな思いをする場面が見られる。また，落書きや物隠しなど，だれがやったかわからない嫌がらせが続いた時期がある。

保護者や本人からの訴えで認知されることが多いが、子どもの表情や行動に変容がないか、細やかな観察をし、担任をはじめ、教職員の気付きの遅れや見落としがないよう留意していかなければならない。そのために、児童への日々の関わりを充実させ、児童の実態を把握・分析するためのアセスメントシートやアンケートを実施するなど、児童理解を基盤とした教育活動をより一層推進し、豊かで安定した児童の学校生活を実現していくため、学校組織の見直しを図り、教職員相互が学校生活上の諸課題の共通理解とその解決に向けた手立てを構築していくことが大切であると考えられる。

## 校内の取組

### 未然防止

「いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」という認識を踏まえ、「いじめが起こらない学級・いじめを起こさない学校」をつくる未然防止の取組が重要となる。

未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや人間関係づくり、学校づくりを行っていくことである。児童一人一人に集団の一員としての自覚や自信を育み、ストレスを克服し、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくことができるよう支援する。

そのためには、児童・保護者の意識や家庭の背景、地域・学区の特性を把握したうえで、体系的・計画的に取組を継続することが大切である。

#### 1 児童・学級の様子を知るために

##### (1) 教職員の気付き…見る・聴く・話すー日々の関わり

日々、ともに学校生活を送るなかで、児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態、人間関係を推し量る感性を常に研ぎ澄ませます。

##### 【個別的接近】

日々の教育相談的関わり・日記・自主学習・各教科ノート

##### 【保護者との連携】

連絡帳・電話・随時の家庭訪問・学級通信・参観懇談

##### (2) 客観的な実態把握

児童の個々の状況や学級・学年、さらに学校の状態を把握したうえで具体的な指導計画を立てて実行する。

○ 学校生活に対する意識調査

○ いじめ実態調査アンケート（学校生活アンケート）

○ 学級満足度調査（アセス）

#### 2 好ましい人間関係をつくるために 一心の居場所づくり

##### (1) 児童の主体的活動

主体的な活動を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」や「自己有用感」をもてるような「心の居場所づくり」の取組を大切にします。

##### 【学級・学年の活動】

○ 授業での取組（協同的な学び）

○ 学級会・班活動・係当番活動・読み聞かせ・クラス遊び

○ 学年集会

##### 【学校行事等】

○ 運動会・音楽学習発表会・ふれあいまつり・校外学習・山の学校・海の学校  
修学旅行・異学年交流・各種集会

## (2) 教職員の姿勢

子ども達は、周りの環境によって大きな影響を受ける。児童にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が児童に対して愛情を持ち、配慮・支援を要する児童を中心に据えた、温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑える未然防止の上で大きな要素であることを意識する。

- 学年会・生徒指導推進委員会
- いじめ防止取組評価アンケート
- 生徒指導体制点検表
- 研修・自己研鑽

## 3 豊かな心を育てるために

### (1) 学級経営の充実

- 一人一人が公平に大切にされ、「心の居場所」がある学級づくり
  - ・人の思いや意見を聴くことができる学級づくり
  - ・自分の思いや言いたいことを伝えられる学級づくり

### (2) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童に理解させることが大切であり、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

- 思いやり月間の内容の充実
  - ・児童自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進（児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）する。
- 人権週間の取組の充実
- 「いじめ」に気づいたら「止める」「知らせる」「寄り添う」行動をし、傍観者にならない。

### (3) 道徳教育の充実

教育活動全体を通じて、道徳的判断力と実践力高め、「いじめをしない・許さない」という心を育てる。

- 道徳の授業の系統的・計画的な実施

### (4) 体験活動の推進

- 「ひと・もの・こと」と直に関わる体験を重視した教育活動
- 総合的な学習の時間等での体験活動の充実
  - ・4年生「福祉」・5年生「ハンセン病」等

## 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。しかし、いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすい。そのことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないようアンテナを高く保つことが求められる。

また、児童に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

## 1 教職員の気付き力

### (1) 人権感覚と感性

児童一人一人の人格と個性を尊重し、児童の立場に立って、児童を守るという姿勢を大切にする。

集団の中で配慮を要する児童に気付き、些細な言動や表情の裏にある心を敏感に感じ取ることができる感性を磨く。



## (2) 共感的理解

児童の言葉や行動をきちんと受けとめ、共感的に児童の気持ちや価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高める。

## 2 いじめの見えにくさ

### (1) 目につきにくい時間や場所とカモフラージュ

教職員がいない時間帯を選んだり、無視や手紙・メールなど、状況を把握しにくい形態で行われたりする。

また、遊びやふざけ合いのような形態、被害者と加害者が一見仲の良い友だちのように見える形態で行われることもある。

### (2) いじめられる本人からの訴えにくさ

いじめられる児童には、「親に心配をかけたくない」「いじめられる自分が悪い」「訴えても解決しない」「仕返しが怖い」という心理が働き、自ら訴えにくい。

### (3) ネット上のいじめ

学校では把握しにくいいため、兆候があれば、すぐに学校に連絡をしてもらうよう保護者に依頼しておく。（啓発が必要）

## 3 早期発見のための手立て

### (1) 日々の観察

授業中はもちろん、休み時間、給食時間、掃除時間、放課後の雑談等の様子に目を配り、児童と共に過ごす機会を積極的に設ける。

中学年以降、形成されるグループ間、グループ内の人間関係の把握に努め、気になる言動が見られた場合には、適切な指導を行い、関係の修復を図る。

### (2) 日記・生活ノートを活用

担任と児童が、つながる方法の一つとして、双方向のやり取りで信頼関係の構築を図り、気になる内容に関して、教育相談や家庭訪問を実施して迅速に対応する。

### (3) 教育相談的な関わり

日々の生活の中での声かけ等、日頃から児童が気軽に相談できる環境をつくっておく。

定期的な教育相談週間を実施し、担任と全ての児童が話をする機会を設けるとともに、希望者には、担任以外の教職員とも面談できるような体制を整える。

### (4) いじめ実態調査アンケート・質問紙調査（アセス）の活用

あくまでも発見の手立ての一つにとらえる。学期に1回全児童対象の無記名のアンケートを実施する。また、実態に応じて記名や随時のアンケートを実施する。質問紙調査（アセス）で、児童の集団への適応・適応感を把握し、早期発見に役立てる。

### ※ いじめ発見のきっかけ

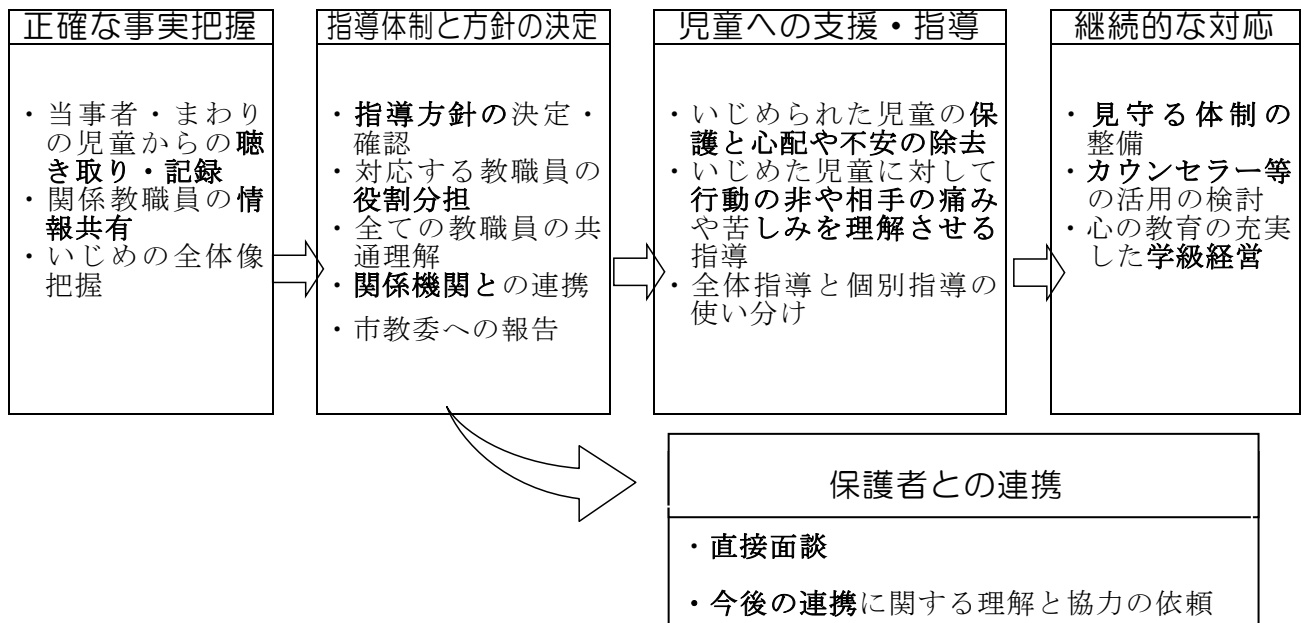
小学校の場合、本人の保護者からの訴えが最も多く、次いで学級担任による発見、本人からの訴え、アンケート、他の児童からの情報、担任以外の教職員による発見と続く。このことから、保護者との連携を密にすることの大切さ、児童との開かれた人間関係をつくっていくことの大切さを全教職員が認識しておく必要がある。

## いじめへの対処

いじめの端緒に気づいた時には、問題を軽視することなく、いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に、早期に適切な対応をすることが大切である。

解決に向けて一人で抱え込まず、学年・学校全体で組織的に対応し、再発防止に向け、継続して見守る。

# 1 いじめ対応の基本的な流れ



## 2 いじめ発見時の緊急的な対応

### (1) いじめをやめさせる

- 複数の教員が連携していじめをやめさせ、継続・再発防止のための措置をとる。

### (2) いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す。

- 「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払う。
- いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の児童の目に触れないよう、場所、時間等を配慮する。  
また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を原則、別の場所で行う。
- いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

### (3) 事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認においては、いじめを行うにいたった経過や心情などをいじめている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に全体像を把握する。
- 双方への保護者対応は、複数の教職員(学年主任・担任・生指担当)で対応し、事実に基づいて誠意をもって丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等との連絡・報告・相談を綿密にしながら、教職員間の連携と情報共有を随時行う。

## 3 いじめが起きた時の対応

### (1) いじめられた児童に対して

- 児童に対して
  - ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感し寄り添うことで心の安定を図る。
  - ・「最後まで守り抜くこと」「解決できる希望が持てること」を伝える。
  - ・「助けてくれる友だちがいること」や「教員・家族が味方であること」など、自信を持たせる言葉をかける。
- 保護者に対して
  - ・その日のうちに、原則、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
  - ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
  - ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
  - ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。

- ・家庭で児童の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談してもらうよう伝える。

## (2) いじめた児童に対して

### ○ 児童に対して

- ・心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようになど、一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心安全、健全な人格の発達に配慮する。

### ○ 保護者に対して

- ・正確な事実関係を聴取した後、迅速に家庭訪問により保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して今後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

## (3) 周りの児童に対して

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底させる。
- ・いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識、また、いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、児童にもたせる。

## (4) 継続した指導

- ・加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって解決と判断される。
- ・全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

## 保護者・地域の方との連携・協働

### 1 家庭訪問・学級懇談・学年懇談・PTA各種会議・学校運営協議会

いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。保護者には、問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問ではなく、日頃から児童の良いところや気になること等、学校の様子を連絡し信頼関係を築いておく。

### 2 学校だより・学年通信・学級通信・学校HP

いじめの問題の重要性や家庭教育の大切さなどを理解してもらうために、啓発広報活動を行う。

### 3 学校評価アンケート

教職員・児童の評価アンケートとの比較により、取組を見直していく。

## いじめ問題に取り組む体制

### 学校内の組織

#### 1 生徒指導推進委員会

月1回各学年生徒指導部員で各学年の動向や問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び指導についての話し合い、児童理解の充実、生徒指導の推進、共通理解の促進を図る。

副校長，生徒指導主事，児童支援（不登校）担当，教育相談担当，養護教諭，各学年生徒指導推進委員（特別支援教育コーディネーター，教務）

## 2 いじめ対策委員会

いじめ防止に関する措置を行うため、以下のメンバーによるいじめ対策委員会を設置し、定例の委員会を学期ごとに開催する。

校長，教頭，生徒指導主事，児童支援担当，教育相談担当，養護教諭，  
学年主任または生徒指導推進委員，スクールカウンセラー

## 3 いじめ緊急対策会議

いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査・指導・連絡等の対応をする。

校長，教頭，生徒指導主事，児童支援担当，教育相談担当，養護教諭，  
学年主任，スクールカウンセラー，当該学級担任，教務

## 4 年間指導計画案

	4月	5月	6月	7月	8月
会議等	生徒指導推進委員会 ・指導方針 ・指導計画 職員会議	事案発生に伴う緊急対策会議の開催 ケース会			職員研修
未然防止	学級開き 学習規律 授業づくり あいさつ運動	保護者向け啓発 ・PTA総会 生徒指導推進委員会	いじめ対策委員会 生徒指導推進委員会	生徒指導推進委員会	生徒指導推進委員会
早期発見	児童に対する 情報交換 前担任からの 引継ぎ	学校生活アンケート			
		<b>いじめについて 考える週間</b> ・学活の授業の実施 「いじめ」に関する道徳			
		アセス (ASSESS) 質問紙調査			



	9月	10月	11月	12月
会議等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           事案発生に伴う緊急対策会議の開催 ケース会         </div>			
未然防止	生徒指導推進委員会 ・情報共有	生徒指導推進委員会	いじめ対策委員会 生徒指導推進委員会	生徒指導推進委員会
早期発見	学級リスタート 学習規律 授業づくり	修学旅行 山の学校 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">             「いじめ」に関わる 道徳・学活の授業の実施           </div>	学習音楽発表会 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> <b>教育相談</b> </div>	人権週間の取組み NO!いじめ
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">           学校生活アンケート         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           アセス (ASSESS) 質問紙調査         </div>			
	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; display: inline-block; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">             思いやり月間           </div>			

	1月	2月	3月
会議等	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           事案発生に伴う緊急対策会議の開催 ケース会         </div>		
未然防止	生徒指導推進委員会 学級リスタート ・学習規律 ・授業づくり	生徒指導推進委員会 6年生を送る会	生徒指導推進委員会 いじめ対策委員会 ・本年度のまとめ ・次年度の課題検討 来年度に向けて
早期発見	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">           学校生活アンケート         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">           アセス (ASSESS) 質問紙調査         </div>		

## 重大事案発生に対する組織

「いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害（自殺を企図した場合等）が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日間を目安。一定期間連続欠席も調査）欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」は、学校の設置者に重大事態の発生を報告し、設置者から地方公共団体の長への報告が義務づけられている。

学校の設置者が調査主体を学校か、学校の設置者かを判断し、学校の場合は前述の校内組織を母体として、性質に応じて専門的知識および経験を有した第三者の参加も含め、適切な専門家を加えて対処する。

校長、教頭、生徒指導主事、児童支援担当、教育相談担当、養護教諭、学年主任、スクールカウンセラー、当該学級担任、教務、PTA会長  
こども総合相談所、中区地域こども相談センター、岡山中央警察署  
岡山市教育委員会（および付属機関）

## ネット上のいじめへの対応

ネット上のいじめへの対応についても、早期対応の取組が重要で、情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心をはらう必要がある。

パスワード付きサイトや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールやアプリケーションを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

ネット上の不適切な書き込みや画像等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとるとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

### 1 未然防止のために

#### (1) 保護者に対して

- 家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、次のようなポイントで、双方で指導を行う事が重要である。

・児童のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。  
・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。  
・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童に深刻な影響を与える可能性があることを認識すること。  
・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づいたときには躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること。

#### (2) 児童に対して

- インターネットの特殊性による危険や児童が陥りやすい心理を踏まえ、次のような指導を行う。

・誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許されないこと。  
・発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。

- ・匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- ・違法情報や有害情報が含まれていること。
- ・書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺や傷害など、別の犯罪につながる可能性があること。
- ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

## 2 早期発見・早期対応のために

- 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要があるため、直ちに相談してもらうよう啓発しておく。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、教育委員会と相談しながら、必要に応じて法務局の協力を求めたり、警察等の外部専門機関と連携していく。

### (1) 書き込みや画像の削除に向けて

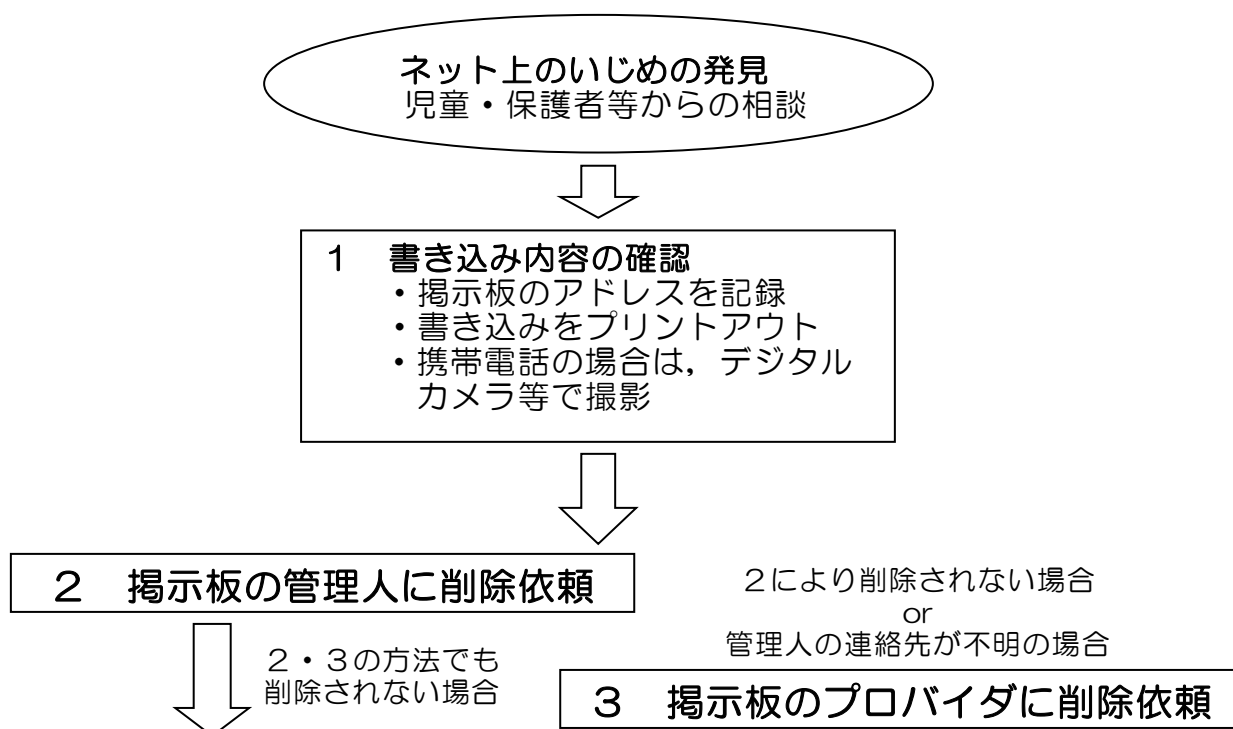
被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要があるため、保護者から連絡があった場合には、直ちに生徒指導主事または情報担当教員および管理職に伝える。

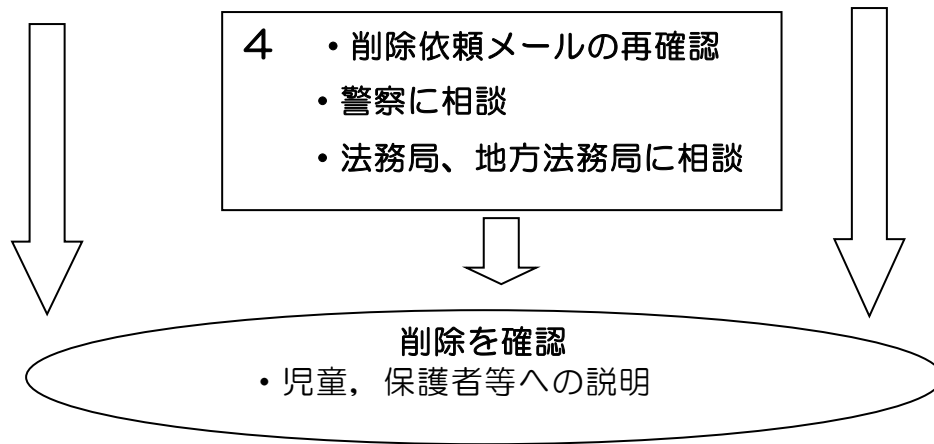
### (2) チェーンメールの対応

「チェーンメールの内容は、架空のものであり、転送しないことで、不幸になったり、危害を加えられたりすることはないこと。」「受け取った人は迷惑し、友人関係を損ねるので絶対に転送しないこと。内容により、『ネット上のいじめ』の加害者となること。」を指導する。

【チェーンメール転送先の相談】  
 (財)日本データ通信協会メール相談センター  
<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>

## 3 誹謗・中傷の削除の流れ





## いじめ早期発見のためのチェックリスト

### いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている。
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない。
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする。
- グループ分けをすると特定の子どもが残る。
- 班にすると机と机の間に隙間がある。
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある。
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる。
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある。
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある。
- 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている。

### いじめられている児童

- 日常の行動・表情の様子
  - わざとらしくはしゃいでいる。
  - おどおど、にやにや、にたにたしている。
  - いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている。
  - 下を向いて視線を合わせようとしない。
  - 顔色が悪く、元気がない。
  - 健康観察で元気のない返事をしたり、返事をしなかったりする。
  - ぼんやりとしていることが多い。
  - 早退や一人で下校することが増える。
  - 登校を渋り、遅刻・欠席が多くなる。
  - 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる。
  - ときどき涙ぐんでいる。
  - 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする。
- 授業中・休み時間
  - 発言すると友だちから冷やかされる。
  - 一人でいることが多い。
  - 他の子どもから、言葉かけを全くされていない。
  - 特定のグループと常に行動を共にする。
  - プロレスごっこ等にいつも参加させられている。
  - 班編成の時に孤立しがちである。
  - 教室へいつも遅れて入ってくる。
  - 学習意欲が減退し、忘れ物が増える。

- 教職員の近くにいたがる。
- 保健室に行きたがる。
- 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする。

●昼食時

- 好きな物を他の児童にあげる。
- 他の児童の机から机を少し離している。
- 食事の量が減ったり、食べなかったりする。
- 食べ物にいたずらされる。

●清掃時

- いつも雑巾がけ等、人の嫌がる当番になっている。
- 一人で離れて掃除をしている。

●その他

- 理由もなく成績が突然下がる。
- 服に靴の跡がついている。
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている。
- 手や足にすり傷やあざがある。
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない。
- 付き合う友だちが急に変わったり、教師が友だちのことを聞くと嫌がる。
- 他の児童の物を持たされている。
- 必要以上の金品を持ち、友だちにおごるなどする。
- トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる。
- 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる。
- 持ち物が壊されたり、隠されたりする。

### いじめている児童

- 多くのストレスを抱えている。
- 家や学校で悪者扱いされていると思っている。
- あからさまに、教職員の機嫌をとる。
- 特定の児童にのみ強い仲間意識をもつ。
- 教職員によって態度を変える。
- 教職員の指導を素直に受け取れない。
- グループで行動し、他の児童に命令する。
- 他の児童に対して威嚇するような表情をする。
- 活発に活動するが、他の児童にきつい言葉をつかう。

## 学校の取組チェックリスト

- いじめ問題の重大性をすべての教職員が認識し、校長を中心に未然防止「いじめを生まない土壌づくり」（人権教育、道徳教育、特別活動等）に組織的に取り組んでいるか。
- いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実に言い、学校全体で組織的に対応しているか。



---

岡山市立宇野小学校では、学校長を中心として、全教職員が、「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであること」を正しく認識し、保護者・地域・警察も含めた関係機関と連携しながら、組織的に機能する指導体制の確立を目指します。

---

---

岡山市立宇野小学校では、児童理解を深め、よりよい人間関係・学級づくりに努めながら、子どもの立場に立った親身の指導を行います。

---

《参考文献・参酌資料》

- ・「いじめの防止のための基本的な方針」国：文部科学大臣決定
- ・「いじめ対応マニュアル」兵庫県
- ・「ネットいじめ」に関する対応マニュアル 文部科学省
- ・「いじめ防止6時間プログラム」栗原慎二 ほんの森出版